

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和六年十二月六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年九月十三日奈良県指令高土第二九一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月二十一日高土第一〇六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市旭ヶ丘一丁目二番八、二番九及び二番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目三番五号

大和ハウス工業株式会社 常務執行役員本店長 浦川竜哉